「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」の一部改正について

令 和 2 年 1 2 月
航空局安全部運航安全課

1. 改正の背景

航空機を用いた爆発物等の輸送については、国際民間航空条約附属書第 18 及びこれに係る危険物の航空安全輸送に関する技術指針（以下「ICAO－TI」という。）に準拠して、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 86 条第1項及び航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 194 条第1項において原則として禁止しているが、航空法施行規則第 194 条第1項第9号並びに同条第2項第1号、第3号及び第4号に基づいて定められた「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和 58 年運輸省告示第 572 号）」において、例外として輸送許容物件及び当該物件の輸送の技術上の基準等を定めている。

今般、国際民間航空機関の理事会において承認されたICAO－TIの改正が令和3年1月1日に発効することから、これに準拠して、「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

①病毒を移しやすい物質を収納した容器及び包装の要件について、医療廃棄物には当該要件を適用しない旨明記する。（第 13 条）

②微量輸送許容物件について、第8号様式によるラベルの表示に関する要件を追加する。（第 24 条）

③害虫及び害獣防除のための散布を目的とした危険物の除外規定を追加する（第 25 条）

④輸送許容物件の品名の追加等

ア 新たな輸送許容物件の品名の追加等（別表第1関係）

- 電子雷管（プログラム可能な爆破用のもの）等の追加等

イ 等級判定基準に係る改正（別表第 1 備考 1 関係）

- 腐食性物質の等級判定方法を改正。

ウ 特別規定の改正（別表第1備考2関係）

- 品名改正に伴う表記の修正。（A107）
- 廃棄のエアゾール等について、容器に穴があけられたものを対象外とする要件の追加。（A145）
- リチウムイオン電池等に係る損傷評価方法及び基準の明確化。（A154）
- 大臣の輸送承認を要する物件に、機械及びエンジンを追加。（A176）
- 貨物輸送ユニットに設置された外部給電専用リチウム組電池に係る要件の追加。（A185）
- リチウムイオン電池及びリチウム金属電池に関する特別規定について、制限が適用される包装基準の追加。（A213）
- 環境有害物質に係る技術的名称に関する規定の追加。（A215）
- ニトロセルロースに係る試験基準に関する要件の追加。（A216,A217）

- 廃棄物として輸送されるカテゴリーA 医療廃棄物について、固体に限る記載の追加。(A218)
- 魚粉の安定化に係る要件の追加。(A219)

エ 容器及び包装等の基準の改正(別表第1備考3関係)

- 品名改正に伴う表記の修正。(包装基準 962)
- 国連番号 3500 の物件について、定期検査の間隔を 10 年に変更。(包装基準 218)
- 航空機の油圧装置作動用燃料油タンクに関する包装要件の追加。(包装基準 372)
- 包装基準番号の変更。(包装基準 621)
- 魚粉(安定剤入りのもの)に関する包装基準の追加。(包装基準 956)
- 使用可能容器の追加等。(包装基準 457、462、463、464、465、470、471、478、479、480、481、482、487、488、489、490、491、492、553、554、555、620、870、871、872、957、962)
- 損傷又は欠陥があると特定された電池について、輸送禁止とする要件の追加(包装基準 965～970)
- 直立以外の状態での取り扱いが不可な場合の要件の追加。(包装基準 378、972)
- 包装物への各表示に関する要件の追加。(包装基準 650、959)
- 日用品を他の輸送許容物件と同一の外装容器に収納してはならない旨追加。(包装基準 Y963)
- 第 4 号の 4 及び第 4 号の 5 様式によるラベルの表示に係る要件の追加。(包装基準 965～970)

⑤旅客が携行できる物件の改正(別表第 18)

ニッケル水素電池及び乾電池に関する規定を追加する。また、膨張式救命胴衣等に用いられるガスシリンダーについて、人が着用することを目的としたものに限ることとし、許容量を 1 人あたりの装置数を2個、1 装置当たりの予備のガスシリンダーを2個に変更する。

⑥病毒を移しやすい物質を収納した容器及び包装の表示の仕様変更(第 1 号様式)

各文字、数字及び記号の高さを 12mm 以上とする規定を追加する。また、当該容器が小さい場合、容量 30L 以下又は最大正味重量 30kg の容器にあっては高さ6mm 以上とし、容量5L又は最大小無重量5kg の容器にあっては適切なサイズとする規定を追加する。

⑦リチウム電池マークの仕様変更(第 4 号の5様式)

サイズを縦 10cm 以上、横 10cm 以上に変更する。また、包装物が小さい場合のサイズを縦7cm、横 10cm に変更する。

⑧容器及び包装の表示に関する仕様変更(第5号様式)

製造年月に係る記載マークの表示場所による記載免除条件を追加する。また、当該容器が複数の要件に適合する場合の併記方法に関する規定を追加する。

⑨その他所要の改正を行う。

3. スケジュール（予定）

公 布：令和2年 12 月下旬

施 行：令和3年1月1日